

特集
国民年金

長い人生をしつ 国民年金は生涯

かりサポートする、住民課 のパートナー。

☎82-5712

『世界一の長寿国『日本』—豊かな21世紀のために。』

医療技術の進歩や生活水準の向上など、長くなる自分の老後を貯蓄や子供、兄弟に頼るのは困難です。そこで、個人だけでは支えきれない老後の生活を社会全体で支えるしくみが「国の年金制度」です。

いま、あなたの納める保険料がみんなの年金を支え、いずれあなたの生活にとって年金は大きな助けとなります。

■65歳時の平均余命※

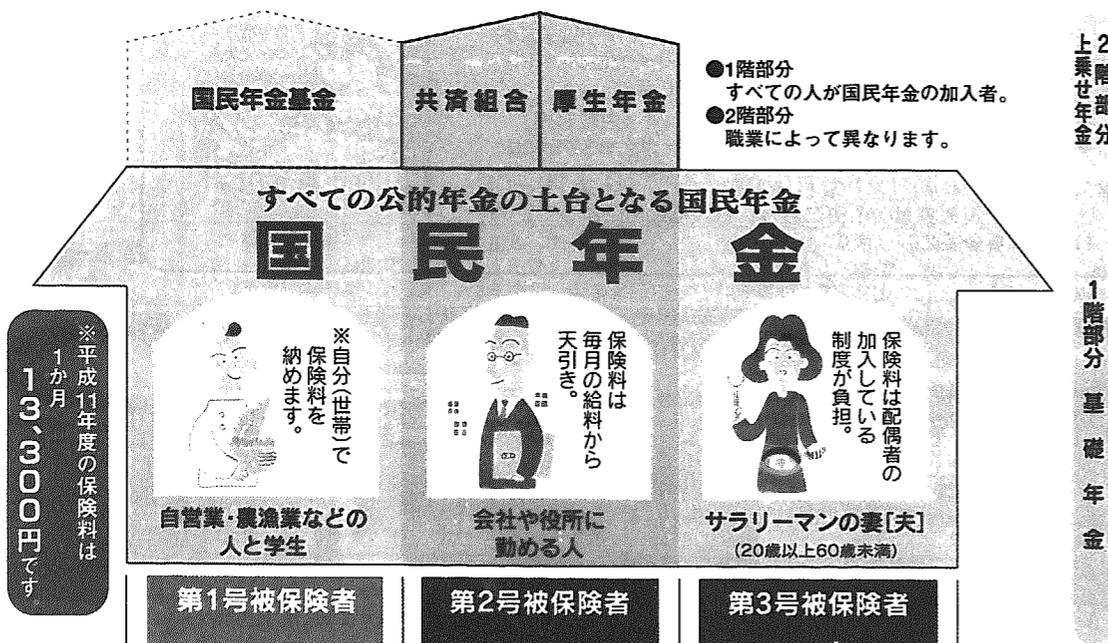
男性	17.13年 (82.13歳)
女性	21.96年 (86.96歳)

(平成10年簡易生命表より)

※65歳に達した人が、65歳以降に生存する年数の平均年数。

『会社員、公務員も全員国民年金に加入しています。』

国民年金には日本国内に住む20歳以上60歳未満の人すべてが加入します。職場で厚生年金保険や共済組合に加入している人も、その人に扶養されている配偶者も、みんな国民年金の加入者です。



『20歳から60歳になるまで40年間納付で満額受給!』

●受給額は納めた月に比例

国民年金の加入期間は、20歳から60歳になるまでの40年間です。65歳から受ける「老齢基礎年金」は、40年間(第2号期間含む)すべて保険料を納付した場合に満額受給(平成11年度 804,200円)となり、未納期間などがあると一生その分だけ減額された金額を受けることになります。

また、この「老齢基礎年金」を受けるには、最低25年の受給資格期間(保険料納付済期間(第2号期間含む)+免除期間)が必要です。

〔未納期間などがあり、満額の老齢基礎年金が受けられない人は65歳になるまで、昭和30年4月1日以前生まれの人で、25年の年金受給資格期間を満たせない人は、70歳になるまでの必要な期間、任意で加入できます。〕

『本人のほか配偶者や世帯主に連帯納付義務』

●滞納分は2年過ぎると権利消失

第2号被保険者(会社員など)は、加入している年金制度を通じて、「給料天引き」で国民年金の保険料を納付します。第3号被保険者(会社員の妻・夫)の国民年金保険料は、配偶者(扶養者)が加入している年金制度が負担しています。

一方、第1号被保険者は、自分で納めなければなりません。本人が納めることが難しい場合は、配偶者や世帯主に連帯納付義務が課せられています。

滞納分は、2年間が経過すると納めることができなくなるので気をつけてください。

『経済的に納付が困難な場合は保険料の免除制度。』

経済的に苦しいときには
一般免除

学生のみなさんには
学生免除

失業などで所得がなかったり、著しく所得が低い場合の免除制度です。免除期間は年度ごとに1年で、申請された前月からとなります。引き続き免除を希望の場合は、その年度ごとに申請してください。

学生については、一般的に所得がないため、親元の所得による特別の免除基準が設けられています。